

## 大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務

### 掲 示 文 兼 入 札 説 明 書

独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部の「大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務」に係る手続き開始の掲示に基づく企画競争参加については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 手続き開始の掲示日 令和3年7月14日（水）

2 発注者

福島県いわき市平字田町120 ラトブ7階  
独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部  
総務企画部長 酒 井 弘

3 業務の概要

(1) 業務名

大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務

(2) 業務の目的

本業務は、地域の担い手が不足する中で帰還町民や来町者の交通利便性の確保が課題となっている福島県双葉郡大熊町において、これらの課題を解決するための検討と、共助による持続性のある交通システムに係る実証実験の運営支援及び導入に係る課題を解決するための検討を目的とする。

(3) 業務内容

①共助による持続性のある交通システムに係る実証実験の運営支援

共助による持続性のある交通システム等の導入に係る技術等を提供すること。また、運営支援にあたっては配車受付業務を担う交通事業者と協業し、安全性に十分配慮し法令遵守すること。なお、実証実験は1ヶ月程度のものを2度実施することを想定している。

②実装に向けた運営上の課題の整理、検討

当該地域での実現に必要な関係者協議等を実施の上、共助による持続性のある交通システムの実装に係る課題を抽出し解決策を講じること。

(4) 履行期間

以下のとおり予定している。

契約締結の翌日から令和4年3月15日（火）まで

(5) 履行場所

福島県双葉郡大熊町、他指示者が指定するエリアとする。

(6) その他

- ① 本業務の参考業務規模は 3,000 千円程度（税込）を想定している。なお、業務履行過程において、業務内容の変更を行う場合がある。
- ② 受注者は、次の各号に掲げるものを再委託することはできない。
  - ・総合調整マネジネント
  - ・総合的企画、業務遂行管理
  - ・検討手法、設計条件の決定及び技術的判断
  - ・打合せ等
  - ・成果物の照査

4 企画競争参加資格要件（選定されるために必要な資格）

本業務への参加は、次に掲げるすべての要件を満たしている者であること。

(1) 単体企業

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- ② 当機構東日本地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道）における令和 3・4 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、業種区分が「調査」の認定を受けていること。
- ③ 企画競争参加表明書（以下「参加表明書」という）の提出期限から見積合せの時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象とする指名停止を受けていない者であること。
- ④ 参加表明書の提出期限から見積合せの時までの期間に、大熊町から指名停止を受けていない者であること。
- ⑤ 平成 23 年度以降（平成 23 年 4 月 1 日から参加表明書提出期限日まで）に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、下記に示す「同種業務又は類似業務」の実績を 1 件以上有する者であること。
  - ・同種業務：国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は民間等より受注した、新たな交通システムの導入検討に関する調査業務
  - ・類似業務：国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は民間等より受注した、交通まちづくりの検討に関する調査業務
- ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- ⑦ 配置予定管理技術者は、以下に示す要件を全て満たしている者であること。
  - イ 平成 23 年度以降（平成 23 年 4 月 1 日から参加表明書提出期限日まで）に完了した業

務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、⑤に示す「同種業務又は類似業務」の実績を1件以上有する者。

ロ 参加表明書提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。また、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。

ハ 手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務を対象とする。

## （2）設計共同体

① 上記（1）に掲げる条件（ただし代表者以外の者は、⑤⑥⑧の条件を除く）を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（同日付福島震災復興支援本部総務企画部長）に示すところにより、総務企画部長（以下「部長」という。）から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

② 設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

## 5 技術提案書の提出者を選定するための基準

選定に係る評価基準は以下の「6 技術提案書の提出者を選定するための評価基準」のとおりとし、評価点の合計が高い者から原則3者を選定する。ただし、同点により3者以上となった場合は、当該者すべてを選定するものとする。

また、企画競争参加表明者が3者に満たない場合は表明者数とする。なお、参加表明者が3者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

6 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

技術提案書の提出者を選定するための評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
参加表明者の経験及び能力	技術部門登録	(別記様式1) 当機構東日本地区(対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道)における令和3・4年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」の認定を受けていること。	数値化しない
	経験・実績	(別記様式4) 平成23年度以降に完了した4(1)⑤に示す同種業務(再委託による業務の実績は含まない)の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績が2件以上ある。 ②同種業務実績が1件以上ある。	①10点 ②5点
	地域精通度	(別記様式4) 平成23年度以降に完了した4(1)⑤に示す同種業務又は類似業務(再委託による業務の実績は含まない)の実績を下記のとおり評価する。 ① 福島県において同種業務又は類似業務を行った実績がある。 ② 三大都市圏以外の地域において、同種業務又は類似業務を行った実績がある。	①10点 ②5点
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務遂行能力	(別記様式5) 平成23年度以降に完了した4(1)⑤に示す同種業務(再委託による業務の実績は含まない)の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務実績が2件以上ある。 ② 同種業務実績が1件以上ある。 なお、業務の実績については、管理技術者としての実績でなくとも良い。	①10点 ②5点
	地域精通度	(別記様式5) 平成23年度以降に完了した4(1)⑤に示す同種業務又は類似業務(再委託による業務の実績は含まない)の実績を下記のとおり評価する。 ① 福島県において同種業務又は類似業務を行った実績がある。 ② 三大都市圏以外の地域において、同種業務又は類似業務を行った実績がある。	①10点 ②5点
	手持ち業務量	(別記様式6) 手持ち業務量が4億円未満かつ10件未満の者であること。 なお、上記手持ち業務量を超過するものは選定しない。	数値化しない
業務実施体制	妥当性	(別記様式7) 以下の場合は選定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている。 ・業務体制が不明確又は不自然な内容である。	数値化しない

企業独自の取組	(別記様式 11) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するものとし次に掲げるいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） ①いずれかの認定を受けている。 ②認定を受けていない。	① 2 点  ② 0 点
	評価点合計	42 点

## 7 担当部署等

### (1) 契約関係及び令和 3・4 年度の競争参加資格について

〒970-8026

福島県いわき市平字田町 120 ラトブ 7 階

独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部

総務企画部経理課（担当：草田） 電話：0246-38-8179

詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格審査について→令和 3・4 年度建設コンサルタント等を参照

### (2) 技術関係

〒970-8026

福島県いわき市平字田町 120 ラトブ 8 階

独立行政法人都市再生機構 福島震災復興支援本部

福島復興支援部地域再生課（担当：小塚、岩田）

電話：090-9211-0321、090-9211-0322

## 8 企画競争参加表明書の提出等

### (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。部長は、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を選定する。

参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4（1）②又は4（2）①に掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出できるが、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

#### ① 提出期間

令和 3 年 7 月 15 日（木）から令和 3 年 7 月 30 日（金）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）

なお、4（1）②に掲げる競争参加資格の確認を受けていない者においては、競争参加資格の確認の基準日の4営業日前までに7（1）宛て事前連絡の上、競争参加資格申請書類を提出すること。

② 提出場所

7（2）に同じ。

③ 提出方法

令和3年7月30日（金）午後5時までの必着とする書留郵便による郵送とし、郵送した旨を上記7（2）に必ず電話連絡すること。持参又は電送によるものは受け付けない。なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404円）の切手を貼った長3号封筒を参加表明書と併せて提出すること。

（2）参加表明書は、別記様式1～7・11（全てA4判）により作成すること。

（3）参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、下記③の業務の実績及び④の配置予定管理技術者の業務の経験については、平成23年度以降（平成23年4月1日から参加表明書提出期限まで）に業務が完了し、引渡し済んでいるものに限り記載すること。

① 登録状況

参加表明時に当機構東日本地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道）における令和3・4年度（測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：調査）に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者は、別記様式1に登録番号を記載すること。

② 営業拠点等の所在地

営業拠点等（技術者が1名以上常駐する本・支店、営業所等の拠点をいう。）の所在地を別記様式3に記載すること。

③ 業務の実績

4（1）⑤の実績を別記様式4に記載すること。様式1枚につき1件を記載すること。  
なお、実績として記載した業務の履行を証する書類の写しを提出すること。

④ 配置予定管理技術者の資格及び経験

4（1）⑧イの業務の実績及び4（1）⑧ロの資格を別記様式5に記載すること。

⑤ 契約書等の写し

上記③及び④の実績として記載した業務について、当該業務の業務名、契約金額、履行期間、発注者、受注者、業務内容、対象物件の所在地等の確認ができるもの（契約書、仕様書等）の写しを提出すること。また、配置予定管理技術者が当該業務の実績及び当該資格を有することを証する書類の写しを提出すること。これらに不足があると評価ができないため留意すること。

（4）その他

①参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ②提出された参加表明書は、返却しない。
- ③部長は、提出された参加表明書を、技術提案書提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④提出期間以降における参加表明書の差替及び再提出は認めない。
- ⑤参加表明書に関する問い合わせ先は、7（2）に同じ。
- ⑥参加表明書及び資料の作成にあたり、様式の電子データを希望する場合は、7（2）に申し出ること。

## 9 選定・非選定の通知

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高い者から原則3者選定する。  
また、同点により3者以上となった場合は、当該者すべてを選定するものとする。参加表明者が3者に満たない場合は表明者数とする。  
なお、表明者が3者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。
- (2) 参加表明書を提出した者のうち、選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- (3) 選定しなかった旨の通知を受けた者は、部長に対して非選定理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限  
選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後5時。
  - ② 提出場所  
7（2）に同じ。
  - ③ 提出方法  
書面は郵送により提出するものとし、持参又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 部長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 10 技術提案書の提出要請

本競争の選定者には技術提案書の提出を要請する。（各選定者に提出要請書を送付。）

## 11 技術提案書に求める特定テーマ

【特定テーマ】下記について提案すること。

福島県双葉郡大熊町が抱える交通インフラに係る課題や交通需要を把握し、共助による持続性のある交通システムの当該対象地域に即した導入方策と実施体制、運営方法等について、それらと現在の人口動態及び今後の人口推移を勘案した上で提案を行うこと。

## 12 技術提案書の留意事項

(1) 部長は、技術提案書を提出した者の中から見積合せを行う者を特定する。

提出期間内に技術提案書が提出場所に到達しなかった場合は、特定されない。また、特定されなかった場合には、見積合せに参加することはできない。

### ① 提出期間

令和3年8月6日（金）から令和3年8月23日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

### ② 提出場所

7（2）に同じ。

### ③ 提出方法

令和3年8月23日（月）午後5時までの必着とする書留郵便による郵送とし、郵送した旨を上記7（2）に必ず電話連絡すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404円）の切手を貼った長3号封筒を技術提案書と併せて提出すること。

(2) 技術提案書の作成方法

- ・技術提案書は、別記様式8から別記様式10まで（全てA4判）により作成すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。
- ・実施方針について別記様式9に記載すること。1枚以内で作成すること。
- ・特定テーマについて別記様式10に記載すること。1枚以内で作成すること。
- ・技術提案書の後に参考見積書（任意様式）を添付すること。
- ・技術提案書はクリップ止めとしホッチキス止めは行わないこと。

(3) 技術提案書作成に関する留意事項

別記様式	内容に関する留意事項
(別記様式9) 実施方針	・業務内容を理解し方針を立てると共に取組体制について記載すること。 ・図表等を記載しても良い。
(別記様式10) 特定テーマの技術提案	・本業務説明書の11に示したテーマについて記載すること。 ・図面、表、既往成果、現地写真等を記載しても良い。
(任意様式) 参考見積書	・本業務の参考見積を提出すること。 ・参考見積については、業務規模に比して、著しく乖離していると考えられる場合は、妥当性について聴取することがある。

(4) 技術提案書の無効

本業務は簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きとして、技術提案書は調査、検討および業務における取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又は本説明書の条件に適合しない技術提案書は無効とする場合があるので注意すること。

(5) その他

- ① 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。



- ② 部長は、提出された技術提案書を、見積合せを行う者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出期間以降における技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ④ 技術提案書に関する問い合わせ先は、7（2）に同じ。

13 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウェイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
配置予定管理技術者の経験及び能力	専門性・技術力 (業務執行能力)	成果の確実性	①10点 ②5点
実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度	実施方針	10点
	実施手順	実施フロー	10点
	実施手順	工程表	10点

特定テーマの技術提案	(別記様式 10) 【テーマ】 福島県双葉郡大熊町が抱える交通インフラに係る課題や交通需要を把握し、共助による持続性のある交通システムの当該対象地域に即した導入方策と実施体制、運営方法等について、それらと現在の人口動態及び今後の人口推移を勘案した上で提案を行うこと。		
	的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な着目点、問題点、解決方法等が網羅されている場合に優位に評価する。</li> <li>事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。</li> </ul>	15 点
	性 実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容に説得力があり、それを裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。</li> </ul>	15 点
も 参 考 見 積	当 も 参 考 見 積	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示した業務内容と大きく乖離しているか、提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。</li> <li>なお、積算の参考とするため、特定者に再度、見積もりを依頼する場合がある。</li> </ul>	数値化しない
評価点合計			70 点

#### 14 特定・非特定の通知

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、評価合計点が最上位である者、1 者を特定する。
- (2) 技術提案書を提出した者のうち、特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。
- (3) 特定しなかった旨の通知を受けた者は、部長に対して非特定理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

##### ① 提出期限

特定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後5時。

##### ② 提出場所

7（2）に同じ。

##### ③ 提出方法

書面は郵送することにより提出するものとし、持参又は電送によるものは受け付けない。

- (4) 部長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 15 説明書に対する質問

- (1) この説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

##### ① 提出期間

令和3年7月14日（水）から令和3年7月30日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

② 提出場所

7（2）に同じ。

③ 提出方法

書面は郵送することにより提出するものとし、持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1) の質問に対する回答書は、令和3年8月5日（木）にEメール等により送付する。  
また、次のとおり閲覧に供する。

① 期間

令和3年8月5日（木）から令和3年9月1日（水）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

② 場所

7（2）に同じ。

16 見積合せの日時と場所及び見積書の提出方法

(1) 日時

令和3年9月10日（金） 午前11時30分（予定）

(2) 場所

〒970-8026

福島県いわき市平字田町120ラトブ7階

独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部

総務企画部 経理課

(3) 提出方法

見積書は持参、又は福島県知事による「県民の皆さまへの知事メッセージ」等を勘案し、郵送も可とする。郵送は、書留郵便とし、同日同時刻必着とする。この場合、封緘した見積書を別封筒に入れ、7（1）宛送付すること。電送によるものは受け付けない。また、見積参加者の立会は自粛を求める。なお、天変地異その他の理由により見積合せを執行することが困難であると認められるときは、当該見積合せの執行を延期し、停止し、又は中止することができるものとする。

17 契約保証金 納付

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## 18 契約の無効

手続開始の掲示及び企画競争参加説明書に示した特定されるために必要な要件のない者のした契約、参加表明書に虚偽の記載をした者のした契約は、無効とする。

なお、部長により特定された者であっても、契約の時に指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他の契約の時に4に掲げる要件のない者は、特定されるために必要な要件のない者に該当する。

## 19 契約者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を契約者とする。

## 20 手続における交渉の有無 無

## 21 契約書作成の要否等 要

27（1）に記載の機構ホームページで閲覧すること。

## 22 支払条件

前金払40%以内、部分払2回及び完了払

## 23 関連情報を入手するための照会窓口

7に同じ。

## 24 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

### （1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ②当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満、又は3分の2以上
- ④1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

## 25 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- ①入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ②入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- ③入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 26 その他

- (1) 参加表明者は、この説明書、入札（見積）心得書を熟読し、入札心得を遵守すること。  
なお、入札（見積）心得書及び標準契約書（土木設計業務等請負契約書）については、当機構ホームページで閲覧のこと。  
(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>)
- (2) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名

停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定管理技術者を当該業務に配置すること。
- (4) 契約者は、業務請負契約締結時に、別紙2「個人情報等の保護に関する特約条項」・別紙3「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を同日付で締結するものとする。
- (5) 本業務は、業務成績評定対象業務であり、業務完了後に業務成績評定点を通知、公表する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

以 上

## 企画競争参加表明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部

総務企画部長 酒 井 弘

(提出者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

登録番号※

連絡先 部署

担当者名

電話／ファクシミリ

E-mail

令和3年7月14日付で手続開始の掲示のありました「大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務」に係る企画競争に参加を希望します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(※) 当機構東日本地区における令和3・4年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」の認定を受けている者は、登録番号を記載すること。参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出できるが、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)の切手を貼った長3号封筒を参加表明書と併せて提出して下さい。

・営業拠点等の所在地

提出者：\_\_\_\_\_

本社・支店・営業所等の区分	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
代表者氏名（役職名）	
常駐する技術者の数及び有資格者数 （専門分野別）	

注：なお、営業拠点等であることを証明する資料（法人登記事項証明書又は営業証明書の写し）を添付すること。



・参加表明者の平成23年度以降に完了した業務実績

提出者： \_\_\_\_\_

同種業務・類似業務の別	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
対象物件の所在地	
発注機関名 (担当部局) 住所 TEL	
業務の概要	

注1) 記入に際しては本様式1枚につき1件を記載すること。なお、記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写し等を添付すること。(履行場所を証する書類の写しを含む)これらに不足があると評価ができないため留意すること。

・配置予定管理技術者の資格及び経歴等

提出者： \_\_\_\_\_

① 氏 名					
② 所属・役職					
③ 保有資格・部門・分野・取得年月日					
業務経歴（平成 23年度以降に完了）	会社名	所属	役職	従事 期間	従事内容
	同種業務・類似業務の別				
	業務名 (TECRIS登録番号)				
	契約金額				
	履行期間				
	対象物件の所在地				
	発注機関名 (担当部局)				
	業務の概要				

注 1) 記入に際しては本様式 1 枚につき 1 件記載すること。なお、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。これらに不足があると評価ができないため留意すること。

注 2) 業務説明書 4 (1) ⑧ロの資格を有することを証する書類の写し等を添付すること。

注 3) 雇用関係を確認するため健康保険証等の写しを添付すること。

- ・配置予定管理技術者の手持ち業務の状況（令和3年 月 日現在）

提出者： \_\_\_\_\_

業務名	業務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計)

提出者： \_\_\_\_\_

## ・業務実施体制（1）

分担業務の内容	備 考

注1) 業務の分担について記載するものとする。(業務の分担を行わない場合は記載する必要はない)

注2) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、備考欄にその旨を記載すると共に、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

## ・業務実施体制（2）

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数 人		

担当技術者名 (予定)	所属・役職	資格	担当する分担業務の内容 (予定)

## 技 術 提 案 書

業務名称：大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務

標記業務に係る技術提案書を提出します。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部

総務企画部長 酒 井 弘 殿

(提出者) 住 所

名 称

代表者名 印

【返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404 円）の切手を貼った長 3 号封筒を技術提案書と併せて提出してください。】

特定されなかった技術提案書の返却を希望する場合には、その旨を下欄に明記してください。なお、返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意思がないものとみなします。

返却希望	有	無
------	---	---

- ・技術提案書（実施方針）

※A 4判片面 1 枚以内で記述すること。（規定枚数を超える分は評価しない。）

提出者： \_\_\_\_\_

注 1) 図表等を記載してもよい。

注 2) 文字サイズは 10 ポイント以上とする。

- ・技術提案書（特定テーマの技術提案）

※テーマごとにA4判片面1枚以内で記述すること。（規定枚数を超える分は評価しない。）

提出者：

注1) 図表等を記載してもよい。

注2) 文字サイズは10ポイント以上とする。

## ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式-3-2の様式を使用すること。

### 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ 1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 3段階目の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が万満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

### 2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

### 3 青少年雇用促進法に基づく認定

○ 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】



# 大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営

## に係る検討業務

### 特記仕様書

#### 第1章 総則

##### 第1条 適用

本仕様書は、「大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

##### 第2条 業務の範囲

本業務の範囲は、原子力災害被災地域のうち、指示者が指定するエリアとする。

##### 第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和4年3月15日までとする。

##### 第4条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後10日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記の事項を記載するものとする。また、業務内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、変更に関連するものについて変更計画書を提出し、調査職員の承諾を得なければならない。
  - ・業務概要
  - ・業務工程表
  - ・打合せ計画
  - ・使用する主な図書及び基準
  - ・その他必要事項
  - ・実施方針
  - ・業務組織計画
  - ・成果品の内容部数
  - ・連絡体制（緊急時含む）

##### 第5条 業務管理者

受注者は、業務上の管理を行う業務管理者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。業務管理者を変更したときも、同様とする。

## 第6条 打合せ

- 1 業務等を適正かつ円滑に実施するため、受注者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度請負者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第7条 業務の目的

本業務は、地域の担い手が不足する中で帰還町民や来町者の交通利便性の確保が課題となっている福島県双葉郡大熊町において、これらの課題を解決するための検討と、共助による持続性のある交通システムに係る実証実験の運営支援及び導入に係る課題を解決するための検討を目的とする。

### 第8条 業務の内容

#### ①共助による持続性のある交通システムに係る実証実験の運営支援

共助による持続性のある交通システム等の導入に係る技術等を提供すること。また、運営支援にあたっては配車受付業務を担う交通事業者と協業し、安全性に十分配慮し法令遵守すること。なお、実証実験は1ヶ月程度のものを2度実施することを想定している。

#### ②実装に向けた運営上の課題の整理、検討

当該地域での実現に必要な関係者協議等を実施の上、共助による持続性のある交通システムの実装に係る課題を抽出し解決策を講じること。

### 第9条 業務の成果品

業務の成果品は、以下のとおりとする。

報告書（A4版）及び図面	一式
打合せ記録簿	A4版 一式
報告書及び図面の電子データ（CD-R）	一式
その他調査職員の指示したもの	

※報告書の作成及びとりまとめ方について、調査職員と協議すること。

提出する電子データについては、Microsoft 社 Windows 7での利用に支障がない形式とし、ワープロソフトはMicrosoft 社 Word2010、表計算ソフトはMicrosoft 社 Excel2010、CADソフトはAutoDesk 社 AutoCAD2010との完全互換形式とし、電子記

録媒体に記録して提出すること。なお、CAD データについては印刷設計ファイルも併せて提出すること。ただし、受注者が同等以上のソフトの利用を希望する場合は調査職員と協議すること。また、提出に当たっては、納入前に最新の更新が行われたウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認の上、当該チェック内容を電子記録媒体に印字又は貼り付けて提出すること。

本業務において作成し提出すべき用紙については、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」の施行に伴い、印刷及び再生紙の使用等の基準に則り作成すること。

### 第3章 その他

#### 第10条 再委託について

- 1 受注者は、次の各号に掲げるものを再委託することはできない。（第8条に定める専門家による支援に係るものを除く。）
  - ・ 総合調整マネジネント
  - ・ 総合的企画、業務遂行管理
  - ・ 検討手法、設計条件の決定及び技術的判断
  - ・ 打ち合わせ等
  - ・ 成果物の照査
- 2 受注者は、第1項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し当該業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、機構の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は指名停止期間中であってはならない。

#### 第11条 業務カルテの作成

受注者は、業務請負代金額 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けた後に、(財) 日本建設情報総合センターに提出するとともに、(財) 日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。提出の期限は以下の通りとする。

1. 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
2. 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。

3. 履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

#### 第12条 業務の完了及び誤りの訂正

本業務の完了は、成果品を提出し検査に合格した時点とする。

なお、検査の合格後であっても誤りが発見された場合には、受注者の負担で速やかにこれを訂正する。

#### 第13条 業務成績評定対象業務

本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には業務完了後業務成績評定を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

#### 第14条 その他

- 1 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - (1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - (2) (1)により警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
  - (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- 2 個人情報については、管理を徹底すること。
- 3 本業務は、機構の都合により契約締結時期や工期の変更、業務内容の変更、契約の中止を行う場合がある。
- 4 本特記仕様書に記載のない事項または本仕様書に対する疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上、その指示に従うこと。

以上

## 個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和3年 月 日付けで締結した大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）

二 発注者の権利利益を侵害するおそれがある情報

三 発注者の事業に関する審議、検討又は協議過程にある情報など、通常公開されていない情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び取扱者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に請負わせてはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その請負わせる者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき請負させた者が更に他に請負わせる場合、その請負させた者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等は、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、保有する個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

発注者 福島県いわき市平字田町120  
独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部  
総務企画部長 酒 井 弘 印

受注者

印

(別添)

## 個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

### 1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を他に漏らしてはならない。  
※業務終了後についても同じ

### 2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

#### (1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

#### (2) データ

- ① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。
- ② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

### 3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出しをしてはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

#### (2) 送付及び持出しの手順

##### ① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

##### ② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

##### ③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

- ④ 持ち出し  
運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

#### 4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### 5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

#### 7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

#### 8 個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおりとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

#### 9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

#### 10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必



要な措置を講じなければならない。』と規定されており、業務受注者についても本法律の適用対象となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

株式会社 \* \* \* \* \*  
代表取締役 \* \* \* \* \*印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：大熊町における共助による持続性のある交通システム等  
の運営に係る検討業務

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署 役 職	氏 名	取扱う範囲等
取扱責任者	〇〇部△△課 課長		
取扱者	〇〇部△△課 係長		* * * 地区に係る～～ ～
	〇〇部△△課 主任		* * * 地区に係る～～ ～
	〇〇部△△課		* * * 地区に係る～～ ～

## 2 管理及び実施体制図

(様式任意)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構  
福島震災復興支援本部  
総務企画部長 酒 井 弘 殿

株式会社 \* \* \* \* \*  
代表取締役 \* \* \* \* \* 印

## 個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
<b>1 管理及び実施体制</b>		
令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」とおり、管理及び実施している。		
<b>2 秘密の保持</b>		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
<b>3 安全確保の措置</b>		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
<b>《個人情報等の保管状況》</b>		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
<b>《個人情報等の送付及び持出し手順》</b>		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
<p>FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。</p> <p>④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施  ・送信先への事前連絡  ・複数人で宛先番号の確認  ・送信先への着信確認</p>		
<p>⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。</p>		
<p>⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。</p>		
<p>⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。</p>		
<p>⑧ 持ち出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。</p>		
<b>4 収集の制限</b>		
<p>個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。</p>		
<b>《個人情報等の取得等手順》</b>		
<p>① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。</p>		
<p>② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。</p>		
<b>5 利用及び提供の禁止</b>		
<p>個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。  ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
<b>6 複写又は複製の禁止</b>		
<p>個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。  ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
<b>7 再委託の制限等</b>		
<p>個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。  ※発注者の承諾があるときを除く。</p>		
<b>【再委託、再々委託等を行っている場合】</b>		
<p>再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。</p>		
<b>8 返還等</b>		
<p>① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。</p>		
<p>② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁</p>		

確認内容	確認結果	備考
断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
<b>9 携帯電話機の使用</b>		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
<b>10 事故等の報告</b>		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
<b>11 取扱手順書の周知・徹底</b>		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
<b>12 その他報告事項</b>		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	-

\* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

## 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和3年 月 日付けで締結した大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

## （定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

## （外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

## （解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

発注者 住所 福島県いわき市平字田町120  
氏名 独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部  
総務企画部長 酒 井 弘 印

受注者 住所  
氏名  
印



(別添)

## 外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
  - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
    - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
    - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
    - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
  - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

## 競争参加者の資格に関する公示

大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下、「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり掲示します。

令和3年7月14日（水）

独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部

総務企画部長 酒井 弘

### 1 業務内容

#### (1) 業務名

大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、地域の担い手が不足する中で帰還町民や来町者の交通利便性の確保が課題となっている福島県双葉郡大熊町において、これらの課題を解決するための検討と、共助による持続性のある交通システムに係る実証実験の運営支援及び導入に係る課題を解決するための検討を目的とする。

#### (3) 履行期間

以下のとおり予定している。

契約締結の翌日から令和4年3月15日（火）まで

### 2 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、令和3年7月14日（水）から大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務において設計共同体としての資格を得ようとする者に、当機構ホームページからのダウンロードにより交付する。

#### (2) 申請書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和3年7月30日（金）午後5時

提出場所：〒970-8026

福島県いわき市平字田町120 ラトブ8階

独立行政法人都市再生機構 福島震災復興支援本部

福島復興支援部地域再生課（担当：小塚、岩田）

電話：090-9211-0321、090-9211-0322

提出方法：申請書に大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務設計共同体協定書（3（4））の条件を満たすものに限

る。)の写しを添付し、持参又は郵送すること。

### 3 設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年10月29日官報(政府調達第204)公示)5の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 当機構東日本地区(対象都道県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道)における令和3・4年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格について、業種区分が「調査」の認定を受けていること
- ② 企画競争参加表明書の提出期限から見積合せの時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- ③ 企画競争参加表明書の提出期限から見積合せの時までの期間に、大熊町から指名停止を受けていない者であること。

#### (2) 業務形態

- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により、「大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。
- ② 一つの分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、「大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。

#### (3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、「大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務設計共同体協定書」において明らかであること。

#### (4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」(平16.7.1付34-14)の別紙に示された「大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務設計共同体協定書」によるものであること。

### 4 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の

## 取扱い

3 (1) ①の認定を受けていない者を構成員を含む設計共同体も2により申請することができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、3 (1) ①の認定を受けていない構成員が3 (1) ①の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、3 (1) ①の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出時まで3 (1) ①の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

## 5 資格審査結果の通知

「企画競争参加資格認定通知書」により通知する。

## 6 資格の有効期間

5の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了するまでとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にとっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

## 7 その他

設計共同体の名称は「大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務△△・××設計共同体」（注：△△・××は構成員の名称）とする。

以 上

競争参加資格審査申請書

貴本部で行われる大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名) \_\_\_\_\_

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日

登録等を受けている事業

(会社名) \_\_\_\_\_

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日

登録等を受けている事業

(会社名) \_\_\_\_\_

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日

令和3年 月 日

独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部

総務企画部長 殿

設計共同体名 \_\_\_\_\_

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印担当者氏名

電 話

F A X

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(構成員) 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務  
△△・××設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務  
(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務△△・××設計共同体(以下「当共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和3年 月 日に成立し、当業務の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 本業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

- |               |        |
|---------------|--------|
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 〇〇株式会社 |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 〇〇株式会社 |

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等(破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至つたと認められる場合を含む。以下同じ。)又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。  
(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。

ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに  
応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）



第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第 18 条 当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり大熊町における共助による持続性のある交通システム等の運営に係る検討業務設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 月 日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印